

反社会的勢力への対応方針

函館商工信用組合

当組合は、社会的責任と公共的使命を自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行を確かなものとするため、暴力団をはじめとした反社会的勢力との関係遮断のための取組みを推進し、その実効性の確保に努めます。

1. 反社会的勢力による被害を防止するための基本原則

- 組織としての対応
- 外部専門機関との連携
- 取引を含めた一切の関係遮断
- 有事における民事と刑事の法的対応
- 裏取引や資金提供の禁止

2. 基本原則に基づく対応

(1) 反社会的勢力による被害を防止するための基本的な考え方

- 反社会的勢力による不当要求は、人の心に不安感や恐怖感を与えるものであり、何らかの行動基準等を設けないままに担当者や担当部署だけで対応した場合、要求に応じざるを得ない状況に陥ることもあり得るため、組合の倫理規程、組合内規則等に明文の根拠を設け、担当者や担当部署だけに任せずに、代表理事等の経営トップ以下、組織全体として対応します。
- 反社会的勢力による不当要求に対応する役職員の安全を確保します。
- 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、暴力追放センター、弁護士等の外部の専門機関（以下「外部専門機関」という。）と緊密な連携関係を構築します。
- 反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係をもちません。また、反社会的勢力による不当要求は拒絶します。
- 反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行います。
- 反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や役職員の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠ぺいするための裏取引を絶対に行いません。
- 反社会的勢力への資金提供は、絶対に行いません。

（平成20年4月28日制定）